

改正

平成23年3月24日規則第28号

平成28年3月28日規則第42号

令和3年3月31日規則第26号

新潟市矢代田駅前駐車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市矢代田駅前駐車場条例（平成16年新潟市条例第82号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可申請等)

第2条 条例第5条前段の規定により新潟市矢代田駅前駐車場（以下「駐車場」という。）の利用の許可を受けようとする者は、別記様式第1号による利用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 条例第5条後段の規定により駐車場の利用の変更の許可を受けようとする者は、別記様式第2号による利用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(利用の不許可の通知)

第3条 市長は、駐車場の利用の許可又は変更の許可をしない場合は、別記様式第3号による利用不許可通知書兼変更不許可通知書により申請者に通知するものとする。

(許可書の交付)

第4条 市長は、駐車場の利用の許可又は変更の許可をした者（以下「利用者」という。）に別記様式第4号による駐車許可書を交付するものとする。

(利用の中止の届出)

第5条 条例第8条の規定により駐車場の利用の中止の届出をしようとする者は、別記様式第5号による利用中止届出書兼使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(駐車許可書の掲出)

第6条 利用者は、駐車場を利用するときは、駐車許可書を駐車する自動車内の外部から確認しやすい場所に掲出しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則（平成23年規則第28号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第42号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる不服申立てであって、この規則の施行前にされた処分又は不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

矢代田駅前駐車場利用許可申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

住所

申請者 氏名

電話番号

新潟市矢代田駅前駐車場条例第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 新規・更新の別 新規 更新
- 2 利用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 利用駐車場 矢代田駅前第1駐車場 矢代田駅前第2駐車場
- 4 駐車車両

自動車登録番号 車両の種類 普通・小型・軽自動車

車種及び車名

※駐車車両が複数の場合は、以下に記載してください。

- 5 利用の目的

添付書類

- 1 自動車検査証の写し
- 2 勤務先又は通学先を確認できる書類又はその写し

矢代田駅前駐車場利用変更許可申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

住所
申請者 氏名
電話番号

新潟市矢代田駅前駐車場条例第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更前の内容

変更後の内容

矢代田駅前駐車場利用不許可通知書兼利用変更不許可通知書

年 月 日

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった矢代田駅前駐車場の利用(利用の変更)について、下記の理由により不許可とします。

記

理由

教示

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)提起することができます。ただし、審査請求をした場合に、この処分の取消しの訴えを提起するときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

駐 車 許 可 書

許可年月日 年 月 日

許可期限 年 月 日

駐車場名 矢代田駅前第1駐車場 矢代田駅前第2駐車場

区画番号

新潟市長 印

注 この許可書は、ダッシュボード等外から見えるところに置いてください。

矢代田駅前駐車場利用中止申出書兼使用料還付申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

住所

申出(申請)者 氏名

電話番号

下記のとおり利用の中止を申し出し、使用料の還付を申請します。

記

- 1 利用場所 矢代田駅前第1駐車場 矢代田駅前第2駐車場 区画番号
- 2 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 中止年月日 年 月 日
- 4 駐車車両
自動車登録番号 車両の種類 普通・小型・軽自動車
車種及び車名

※駐車車両が複数の場合は、以下に記載してください。

- 5 納付年月日 年 月 日
- 6 納付済額 円
- 7 還付申請額 円
- 8 還付方法
 銀行窓口払い
 口座払い
金融機関： 銀行 支店
預金種別： 普通 当座
口座番号：

注 駐車許可書を返還してください。